

鳥取県立倉吉未来中心舞台機構設備改修業務
吊物装置等選定仕様書

令和元年 10 月
鳥取県地域づくり推進部

鳥取県立倉吉未来中心舞台機構設備改修業務に係る吊物装置等選定仕様書

第1章 総則

1 概要

本仕様書は鳥取県が鳥取県立倉吉未来中心の舞台機構設備を改修する仕様に適用する。

2 工事場所

鳥取県立倉吉未来中心（倉吉市駄経寺町212-5）

3 工事期間

令和2年度下半期工事予定

4 吊物装置等選定に係る技術提案の内容

【提案の前提】

- ・提案は要求水準書及び本仕様書第2章の内容に加えて、以下の内容を加味して提案する。
- ・本工事は単独発注の予定。直接仮設はもとより、共通仮設、養生、発生する撤去物の搬出及び処分、関連する建築・電気・設備工事等、一切を含むものとする。
- ・現場事務所は倉吉未来中心内の駐車場を提供する予定。

(1) 吊物機構に係る諸項目について

①ポータルパネル

- ・ポータルパネルは撤去する。
- ・撤去には、上部駆動装置、上部レール、床ガイドレール等の撤去及び床ガイドレール撤去に伴う木床の補修貼替（約40㎡）を含む。

②ポータルブリッジ

- ・撤去されるポータルパネルと取合うポータルブリッジの引込スリットの仕上げの補修ボード貼りを含む。
- ・ポータルはつや消し、黒色塗装に塗り替とする。
- ・ポータルパネル撤去に伴うポータルブリッジのあり方、レイアウト配置等については、上記に掛らずに新規提案も可とする。（ブリッジに取付けられているパネルを撤去し、バトン新設・ティーザーに変更、ライトブリッジは単独とする等）

③バトン類

- ・積載量、速度等は要求水準書によることとするが、方式はカウンターウエイトを撤去してワイヤー巻取方式とする。
- ・諸幕類のバトンについても上記と同等とする。
- ・スクリーンは撤去する。撤去後のバトンは上記同等とする。

④ライトブリッジ

- ・チェーンは撤去する。また、ワイヤー類は交換し、ワイヤーサイズは耐荷重を検証のうえ、更新する。
- ・ブリッジ下部に設置される照明器具に手が届かず仕込みが困難な状況。床面に点検口を設ける等改修提案する。

⑤その他

- ・改修に伴いスノコに掛かる荷重の安全性を検証した新旧対比を提示する。
- ・ポータルブリッジの新規提案、スクリーン撤去等に伴い、吊物装置の再配置を

含めた提案も可能とする。

- ・中ホリゾン幕は、国内外で中ホリゾン幕に使用できる映像舞台照明の効率性が上がるスクリーンに変更する。
- ・スクリーン撤去に伴い、移動スクリーン（400インチ程度）を設置する。

(2) 舞台機構操作卓について

- ・大型のタッチパネルを装備し、容易に複数のグループの設定及び運転が可能なシステムとする。
- ・組み込まれるCPUはデュアルランニング方式とし、各所のPLCとの間の制御ラインはループ及び無停電化対応をはかる。

(3) 小ホールについて

- ・小ホールでは多彩な催事が行われており、現状では吊物に対してレベル設定ができないなど細かい対応ができていない。多彩な要求に対応可能なシステムについて提案する。

(4) 故障時の対応について

- ・予想される故障及びその時の対処方法について提案する。
- ・過去における（3～5年分）対応状況について説明する。

(5) コスト削減の工夫について

- ・機構設備改修工事費の見積額（イニシャルコスト）及び10年分の保守点検の見積額（メンテナンスコスト）について、コスト削減していればその削減額や方法等について、具体的に記載する。

5 提出書類

(1) 吊物装置等選定時（今回）の提出資料（原本1部、複製9部の計10部）

- ① 技術提案書（様式1、様式1-1、A3版4枚以内、上記4に対応する技術提案書）
- ② 設計用見積書（様式なし、鳥取県知事宛、要押印、有効期限提出日より1年間。参考納期を記載のこと。見積額一覧表とは別途提出のこと）
- ③ 見積額一覧表（様式2）
- ④ 仕様一覧（機器保証期間も含む）及び操作方法（様式なし）
- ⑤ 保守点検の条件及び見積額（様式3）
- ⑥ 同種工事の実績（様式4、様式4-1）

6 保証

(1) 機器保証

保証期間は完成引渡し後からとし、その内容は発注者の承認を得ること。

第2章 舞台機構設備の仕様及び工事範囲

(1) 改修概要

これより示す改修内容は発注者が考えている最低限の改修内容である。本内容と同等以上の改修（更新・新設を含む）とすることについては差し支えない。

ア 大ホール

(ア) 吊物機構

- a 既設の配置を基本としながら最新の演出技術の要請に応えられるシステムの改修を行い、安全性、利便性を高める。
- b また、今後中長期で予想される吊物装置の保守、修繕、改修を見込んで、コスト負担の少ない効率的なシステムとする。
- c ライトブリッジ1, 2に手動型の一文字幕昇降装置を設置する。
- d ポータルパネル（上手、下手）は関係部品を含めて全て撤去する。

(イ) 音響反射板

- a 既設を継続使用するものとする。
- b 舞台上でマイクを使用する際に、必要なハネ返りモニタースピーカーを側面に設置する。

(ウ) 舞台床機構

- a 既設を継続使用するものとする。

(エ) 舞台機構制御盤

- a 吊物機構設備の改修に伴い生じる制御盤の設置、更新を行う。

(オ) 舞台機構操作卓

- a 移動型とし、舞台下手に設置する。既設操作盤は関係部品を含めて全て撤去する。
- b 安全を十分に考慮した簡易な操作で吊物装置の制御を行うことができ、仕込みから公演、バラシに至る全作業が容易に行え、安全で確実な動作を重視したものとする。
- c 吊物機構、音響反射板、床機構について互いの干渉がないようインターロック機能を有する。
- d 設備、機器の不具合が発生した場合、早期発見が可能なシステムとする。

(カ) 幕類

- a 現行の幕はすべて更新を行う（幕地については提案とする）。
- b 消防法に基づく防災処理を施し、消防庁の検査合格品とする。

(キ) その他

- a 舞台監督ワゴン（既設）を新設の舞台機構操作卓横に配置することとする。
※大ホールの「平面図」は別紙1、「改修内容図」は別紙2、「既設設備及び改修レベル」は別紙3のとおり。

イ 小ホール

(ア) 吊物機構

- a 既設の配置を基本として時代の流れに沿ったシステムの改修を行い、安全性、利便性を高めることとする。

(イ) 音響反射板（天反、側反）

- a 既設を継続使用するものとする。

(ウ) 舞台機構制御盤

- a 吊物機構設備の改修に伴い生じる制御盤の設置、更新を行う。

(エ) 舞台機構操作卓

- a 既設の場所に納まるよう設置する。
- b 簡易な操作性、安全性を重視したものとする。
- c 吊物機構、音響反射板について互いの干渉がないようインターロック機能を有することとする。
- d 設備、機器の不具合が発生した場合の早期発見が可能なシステムとする。

(オ) 幕類

- a 現行の幕はすべて更新を行う（幕地については提案とする）。
- b 消防法に基づく防災処理を施し、消防庁の検査合格品とする。

※小ホール「平面図」は別紙4、「改修内容図」は別紙5、「既設設備及び改修レベル」は別紙6のとおり。

(2) 舞台機構設備改修に伴い関連して生ずる改修工事

改修工事の実施に伴い、必要に応じて生じる以下の改修（以下「関連工事」という）を行う。

ア 改修対象箇所

大ホール及び小ホール内にある各設備、工作物等が施工上支障となる場合、本業務において改修等の措置を行うものとし、必要に応じて工事中の仮設について計画する。なお、改修する場合は既存設備と同等以上の規模、仕様、性能を有し、現行法に適合するものとする。また、工事に係る養生については特に最善の注意を払うものとする。

イ 内外装

外装、内装（床、壁、天井等）の仕上げ及び建具を改修する場合は、既設仕様に倣い意匠性を考慮の上、その範囲及び仕様を設計者並びに発注者と協議の上決定する。なお、部位によっては県がその範囲を予め指定する場合がある。

ウ 電気設備

(ア) 各制御盤内受電盤に係る改修

既設電源について改修が必要となる場合は、これを行う。また、必要に応じて仮設の検討を行う。

- a 既設舞台吊物機構設備用電源盤（電気室設置、2次側負荷）を利用して受電・給電するものとし、既設の電源容量内に納まるよう適切な設備構成とすること。
- b 主幹盤の改修に伴い必要となる各種ケーブル、付属設備について更新を行う。
- c 停電は休館日に行うものとし、会館側と協議し、実施する。

(イ) その他の各設備

改修に伴い、必要となる機器、配管・配線類の仮設、移設及び新設等を行う。

エ その他

マシン、制御盤等の更新によりスノコ、構造体への重量負荷が増える場合は、それらの影響がないよう補強等の処置を行うこと。